

各務原市社会福祉協議会ボランティア保険の補償内容 (2025年度 保険手数料：150円)

■ボランティア活動者傷害補償の特徴

- 社会福祉協議会の登録ボランティアが、活動中あるいは自宅と活動場所との間の通常経路往復中に、急激かつ偶然な外来の事故でケガや後遺障害を負ったり、死亡された場合に、この保険で補償します。
- 健康保険、生命保険あるいは加害者からの損害賠償金などとは関係なく保険金が支払われます。
- 入院・通院した場合、1日目から保険金支払いの対象となります。
- ボランティア活動中に、ケガをさせてしまったり、物を壊してしまったりした場合の賠償責任も補償されます。
- 車両の物損や事故の相手側への賠償等については、ご自身の自動車保険での対応になり、ボランティア保険は適用されません。

個人ボランティアの方

個人ボランティア登録票【様式第1号】と保険手数料（150円）を提出してください。

※次に当てはまる方は、保険手数料は不要です。

1. 保険に加入しない方。
2. 他のボランティア団体等で各務原市社会福祉協議会のボランティア保険に加入している場合。

団体ボランティアの方

団体ボランティア登録票【様式第2号】と会員名簿【様式第3号】と保険手数料（150円×加入する人数分）を提出してください。

複数の団体に所属するボランティアは、重複して保険加入する必要はありません。1つの団体で加入していただければ、他のボランティア活動についても補償されます。提出していただく名簿に、他で保険に加入している旨をご記入ください。

項目	補償内容	補償金額			
		死 亡	・	後 遺 障 害	500万円（上限）
ケガの補償	登録ボランティアがボランティア活動中、あるいは自宅と活動場所との間で通常経路往復中に、急激且つ偶然な外来の事故でケガや後遺障害を負ったり、死亡した場合を補償します。（食中毒担保）	入 院	日 額	180日を限度	3,000円
		通 院	日 額	180日以内の90日を限度	2,000円
		対 人	・ 対 物	・ 人 権 侵 害	1事故3億円（共通限度額）
賠償責任の補償	ボランティア活動中に他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことによる損害賠償責任を負担された場合の賠償金を補償します。				

■事故報告先：各務原市社会福祉協議会 地域福祉課 電話 058-383-7610 FAX 058-382-3233